

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第九号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（税務課）

諮問日：令和5年1月20日

（令和4年度諮問第19号）

答申日：令和6年12月26日

（令和6年度答申第9号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年11月2日付けで審査請求人から提起のあった、令和3年8月30日付けで広島県西部県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、平成27年5月1日開始の事業年度（以下「平成27事業年度」という。）から令和元年5月1日開始の事業年度（以下「令和元事業年度」という。）までの法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正及び加算金の決定処分（以下、これらの処分を総称して「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（税務課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和4年12月27日付け3審理第243号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年1月20日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下

「行審法」という。) 第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

- (1) 本件各処分は、処分庁が、A市内に主たる事務所を有する法人である審査請求人の平成27事業年度から令和元事業年度までの法人県民税法人税割、法人事業税所得割及び地方法人特別税について更正決定を行うとともに、当該更正決定に伴う過少申告加算金額及び重加算金額の徴収を決定したものである。
- (2) 処分庁は、令和3年8月13日に広島国税局から平成27事業年度から令和元事業年度までの法人税の更正決定並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（以下「本件国税更正等」という。）に関する電子データを受領したことにより、本件国税更正等により更正決定された法人税額等について把握し、平成27事業年度から令和元事業年度までの、法人県民税法人税割の課税標準である法人税額及び賦課すべき法人県民税法人税割の額並びに法人事業税所得割の課税標準である法人税の課税標準とされた所得及び賦課すべき法人事業税所得割の額が異なることとなったことを発見したことが認められる。

処分庁は、この電子データの内容に基づき、審査請求人の法人県民税法人税割及び法人事業税所得割の更正決定を行い、あわせて、法人事業税所得割の額を課税標準とする地方法人特別税についても更正決定を行ったことが認められる。

また、処分庁は、本件各処分による法人事業税所得割及び地方法人特別税の更正決定に伴い増額した税額に対して、過少申告加算金額又は重加算金額の徴収を決定したことが認められる。

(3) 本件各処分における法人県民税等の更正決定について

ア 本件各処分における平成27事業年度から令和元事業年度までの法人県民税法人税割の課税標準及び税額の算定について、処分庁は、本件国税更正等により更正決定された各事業年度の法人税額（法人税法（昭和40年法律第34号）第68条の規定の適用を受ける前の額）に地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第1項の規定により端数処理を行った額を課税標準とし、これに地方税法第51条第1項及び広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。以下「県税条例」という。）第44条の規定による税率（100分の3.2）を乗じて得た額（平成27事業年度については、この額から法人県民税利子割控除額を差し引いた後の額）に地方税法第20条の4の2第3項の規定による端数処理を行った額を法人県民税法人税割の更正決定額としたことが認められ、その算定に誤りは認められない。

イ 本件各処分における平成27事業年度から令和元事業年度までの法人事業税所得割の課税標準及び税額の算定について、処分庁は、本件国税更正等により法人税の課税標準とされた審査請求人の各事業年度の所得に地方税法第20条の4の2第1項による端数処理を行った額を課税標準とし、これに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその

効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「旧暫定措置法」という。）第2条の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第3号及び県税条例附則第11条の2の12の規定により読み替えて適用される県税条例第50条第1項第3号の規定による税率（所得のうち年400万円以下の金額については100分の3.4、所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額については100分の5.1、所得のうち年800万円を超える金額については100分の6.7）を乗じて得た額に地方税法第20条の4の2第3項による端数処理を行った額を法人事業税所得割の更正決定額としたことが認められ、その算定に誤りは認められない。

ウ 本件各処分における平成27事業年度から令和元事業年度までの地方法人特別税の課税標準及び税額の算定について、処分庁は、本件各処分において決定した各事業年度の法人事業税所得割の税額に地方税法第20条の4の2第1項による端数処理を行った額を課税標準とし、これに旧暫定措置法第9条第2号の規定による税率（100分の43.2）を乗じて得た額に地方税法第20条の4の2第3項による端数処理を行った額を地方法人特別税の更正決定額としたことが認められ、その算定に誤りは認められない。

エ 以上のとおり、本件各処分における法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の更正に係る課税標準及び税額について、算定の誤りは認められない。

(4) 本件各処分における過少申告加算金額及び重加算金額の徴収決定について

ア 法人事業税及び地方法人特別税の更正により追加納付すべき額のうち、仮装隠蔽された事実に基づくものに係る部分については、地方税法第72条の47第1項の規定により重加算金額を徴収することとされており、仮装隠蔽された事実に基づくもの以外に係る部分については、地方税法第72条の46第1項の規定による過少申告加算金額を徴収することとされている。

なお、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総務都第16号総務大臣通知）第3章第1節第6-6の27のとおり、地方税法第72条の47の規定によって重加算金額を徴収する場合において、課税標準の基礎となるべき事実について仮装隠蔽が行われたかどうかについては、原則として法人税について仮装隠蔽が行われたかどうかによって判定すべきものとされているところ、本件国税更正等において重加算税の対象となった所得、すなわち、法人税の課税標準とされた所得のうち、国税通則法（昭和37年法律第66号）第68条第1項に規定する事実の隠蔽が行われたものと判定されたものについて、本件各処分においても仮装隠蔽された所得と判定していることが認められる（なお、令和4年9月9日付けで、審査請求人が本件国税更正等の一部の取消しを求めて国税不服審判所長に対して行った審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件国税裁決」という。）において、本件国税更正等における判断は維持されてい

る。)

また、法人事業税及び地方法人特別税の過少申告加算金額については、地方税法第 72 条の 46 第 1 項の規定により、法人事業税及び地方法人特別税の更正による不足税額の計算の基礎となった事実のうち、当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由が認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を不足税額から控除することとなる。しかしながら、平成 27 事業年度から令和元事業年度までの法人事業税及び地方法人特別税の更正による不足税額の計算の基礎となった事実のうち、当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められる事情は窺われない（なお、本件国税裁決において、本件国税更正等による不足税額の計算の基礎となった事実が本件国税更正等前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する正当な理由があるとは認められないと判定されている。)

イ 本件各処分における過少申告加算金額及び重加算金額の算定については、次のとおりである。

(ア) 平成 27 事業年度については、本件国税更正等において、法人税の課税標準とされた所得〇円のうち〇円について仮装隠蔽が行われたものと認定し、〇円については仮装隠蔽されていない所得であると認定されたことが認められる。

このことから、処分庁においては、仮装隠蔽されていない所得〇円に対して課される法人事業税所得割の額〇円及びこれを課税標準とする地方法人特別税の額〇円の計〇円から、既に賦課した法人事業税所得割の額〇円及び地方法人特別税の額〇円の計〇円を差し引いた〇円について過少申告加算金の対象とし、この額に地方税法第 72 条の 46 第 1 項に定める率 100 分の 10 を乗じて得た額〇円を過少申告加算金額として決定したことが認められる。

また、本件各処分において増額した平成 27 事業年度分の法人事業税所得割及び地方法人特別税の計〇円のうち、過少申告加算金の対象外とされた額（すなわち、仮装隠蔽された所得に対する法人事業税所得割及び地方法人特別税の額）〇円について重加算金の対象とし、この額に地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項による端数処理を行った〇円に地方税法第 72 条の 47 第 1 項に定める率 100 分の 35 を乗じて得た額〇円を重加算金額として決定したことが認められる。

(イ) 平成 28 年 5 月 1 日に開始した事業年度（以下「平成 28 事業年度」という。）から平成 30 年 5 月 1 日に開始した事業年度（以下「平成 30 事業年度」という。）までについて、本件国税更正等においては、法人税の課税標準とされた所得の増加について、全額について仮装隠蔽が行われたものと認定されたことが認められる。このことから、処分庁においては、本件各処分において増額し

た平成 28 事業年度から平成 30 事業年度までの法人事業税所得割及び地方法人特別税の全額について重加算金の対象として、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項の規定による端数処理を行った額に地方税法第 72 条の 47 第 1 項に定める率 100 分の 35 を乗じ、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 5 項の規定による端数処理を行った額を重加算金額として決定したことが認められ、その算定に誤りは認められない。

- (ウ) 令和元事業年度については、本件国税更正等において、法人税の課税標準とされた所得〇円のうち〇円について仮装隠蔽が行われたものと認定し、〇円については仮装隠蔽されていない所得であると認定されたことが認められる。

このことから、処分庁においては、仮装隠蔽されていない所得〇円に対して課される法人事業税所得割の額〇円及びこれを課税標準とする地方法人特別税の額〇円の計〇円から、既に賦課した法人事業税所得割の額〇円及び地方法人特別税の額〇円の計〇円を差し引いた〇円について過少申告加算金の対象とし、この額に地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項による端数処理を行った〇円に地方税法第 72 条の 46 第 1 項に定める率 100 分の 10 を乗じて得た額〇円を過少申告加算金額として決定したことが認められる。

また、本件各処分において増額した令和元事業年度分の法人事業税所得割及び地方法人特別税の計〇円のうち、過少申告加算金の対象外とされた額（すなわち、仮装隠蔽された所得に対する法人事業税所得割及び地方法人特別税の額）〇円について重加算金の対象とし、この額に地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項による端数処理を行った〇円に地方税法第 72 条の 47 第 1 項に定める率 100 分の 35 を乗じて得た額に地方税法第 20 条の 4 の 2 第 5 項の端数処理を行った〇円を重加算金額として決定したことが認められる。

- ウ 以上のとおりであるから、本件各処分における過少申告加算金額及び重加算金額の徴収決定は適正に行われたことが認められ、違法又は不当な点は認められない。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件国税更正等は違法な処分であり、本件国税更正等に基づいてなされた本件各処分も違法であり、取り消されるべきである旨主張している。

しかしながら、本件国税更正等に対して審査請求人が国税不服審判所に提起した審査請求は棄却されており、本件国税更正等の処分としての効力が変更されたとの事情は認められないことから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。

- (6) 以上のことからすると、処分庁が行った審査請求人の法人県民税法人税割、法人事業税所得割及び地方法人特別税の更正決定並びに過少申告加算金額及び重加算金額の徴収決定について違法又は不当な点はなく、本件各処分は、適正に行われたものと認められる。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年1月20日）

2 第1回審議（令和6年11月27日）
本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和6年12月26日）
答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法人県民税法人税割は、地方税法第24条第1項及び県税条例第34条第1項の規定に基づき、県内に事務所又は事業所を有する法人に対して、当該法人に賦課された法人税額（法人税法第68条等の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る過少申告加算税及び重加算税の額を含まない。）を課税標準として賦課されることとされており、平成27事業年度から令和元事業年度までに適用される法人県民税法人税割の税率は、100分の3.2とされている（地方税法第51条第1項及び県税条例第44条）。

法人県民税法人税割の更正については、地方税法第55条第1項の規定により、知事は、地方税法所定の法人県民税の申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額又はこれを課税標準として算定した法人県民税法人税割額が、調査によって、確定法人税額又はこれを課税標準として算定すべき法人県民税法人税割額と異なることを発見したときは、これを更正するものとされている。

(2) 法人事業税所得割は、地方税法第72条の2第1項及び県税条例第47条第1項の規定に基づき、県内に事務所又は事業所を有する法人に対して、当該法人の所得を課税標準として賦課されることとされている。この場合における所得は、地方税法第72条の23第1項第1号の規定により、法人税の課税標準である所得の計算の例により算定することとされている。

平成27事業年度から令和元事業年度までに適用される法人事業税の額は、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に対応する同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とされている（地方税法第72条の24の7第1項、旧暫定措置法第2条並びに県税条例第50条第1項及び附則第11条の2の12）。

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7

法人事業税所得割の更正については、地方税法第72条の39第1項の規定により、知事は、事業税の納税義務がある法人が申告書を提出した場合において、当該申告に係る法人事業税所得割の課税標準である所得が、法人税の更正において課税標準

とされた所得を基準として算定した法人事業税所得割の課税標準である所得と異なることを発見したときは、法人事業税所得割の課税標準である所得及び法人事業税所得割額を更正するものとされている。

- (3) 旧暫定措置法第5条、第6条及び第8条の規定により、法人事業税所得割を課される法人に対しては、当該法人事業税所得割額を課税標準として国が地方法人特別税を賦課することとされており、平成27事業年度から令和元事業年度までに適用される税率は、100分の43.2とされている（旧暫定措置法第9条第2号）。

地方法人特別税の賦課徴収は、旧暫定措置法第10条の規定により、都道府県が、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行うこととされている。このため、地方法人特別税の更正についても、法人事業税の更正の例により、法人事業税の更正と併せて行われることとなる。

- (4) 法人事業税及び地方法人特別税の更正が行われたことにより追加納付すべき税額（当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由が認められる事実に基づく税額を控除した金額）のうち、仮装隠蔽された事実に基づくものに係る部分については、地方税法第72条の47第1項の規定により、当該部分の額に100分の35を乗じて得た額に相当する重加算金額を徴収することとされており、仮装隠蔽された事実に基づくもの以外に係る部分については、地方税法第72条の46第1項の規定により、当該部分の額に100分の10を乗じて得た額に相当する過少申告加算金額を徴収することとされている。

- (5) 端数処理については、地方税法第20条の4の2において、次のとおり定められている。

ア 地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（第1項）。

イ 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（第2項）。

ウ 地方税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（第3項）。

エ 延滞金又は加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（第5項）。

- (6) 広島県においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項に基づき、広島県行政機関設置条例（昭和39年広島県条例第94号）第3条の規定により設置された県税事務所において、県税等及びこれらに係る税外収入の賦課徴収に関する事務を行うこととされている（広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）第

30条)。また、県税、過少申告加算金及び重加算金の賦課徴収に関する知事の権限は、県税条例第6条の規定により県税事務所の長に委任されている。

- (7) 法人県民税及び法人事業税を含む県税の賦課徴収に関する事務は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である。また、地方法人特別税の賦課徴収に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務である。
- (8) 以上の法令等の規定を前提に、本件各処分が違法又は不当であるかについて「2理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、A市内に主たる事務所を有する、建設業を営む法人である。

イ B税務署長は、令和3年6月25日付けで審査請求人について、平成27事業年度から令和元事業年度までの法人税の更正決定を行うとともに、これに伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課処分を行った（本件国税更正等）。

ウ 処分庁は、令和3年8月13日、広島国税局から本件国税更正等に係る電子データを受領した。

エ 処分庁は、令和3年8月30日、前記ウで受領したデータを基に、地方税法第55条第1項及び第72条の39第1項並びに旧暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされている地方税法第72条の39第1項の規定により、審査請求人の平成27事業年度から令和元事業年度までの法人県民税、法人事業税及び地方特別法人税の更正を行うとともに、地方税法第72条の46第1項の規定により徴収する過少申告加算金額及び同法第72条の47第1項の規定により徴収する重加算金額を決定し（本件各処分）、令和3年8月30日付けで発した5通の「法人県民税事業税特別法人事業税更正・決定及び加算金の決定通知書兼納付通知書」によって審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、令和3年9月24日付けで本件国税更正等の一部の取消しを求めて国税不服審判所長に審査請求を行った。

カ 審査請求人は、令和3年11月2日付けで広島県知事に対し本件各処分の一部の取消しを求めて本件審査請求を行った。

キ 国税不服審判所長は、令和4年9月9日付けで本件国税裁決を行った。

(2) 判断

ア 法人県民税の更正決定について

平成27事業年度から令和元事業年度までの審査請求人の法人県民税法人税割の課税標準及び税額の算定について、処分庁は、本件国税更正等により決定された各事業年度の法人税額（法人税法第68条の規定の適用を受ける前の額）に地方税法第20条の4の2第1項の規定により端数処理を行った額を課税標準とし、これに

地方税法第51条第1項及び県税条例第44条の規定による税率（100分の3.2）を乗じて得た額（平成27事業年度については、この額から法人県民税利子割控除額を差し引いた後の額）に地方税法第20条の4の2第3項の規定による端数処理を行った額を法人県民税法人税割の更正決定額としたことが認められ、処分庁が行った法人県民税の更正決定に違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる。

イ 法人事業税の更正決定について

平成27事業年度から令和元事業年度までの審査請求人の法人事業税所得割の課税標準及び税額の算定について、処分庁は、本件国税更正等により法人税の課税標準とされた審査請求人の各事業年度の所得に地方税法第20条の4の2第1項による端数処理を行った額を課税標準とし、これに旧暫定措置法第2条の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第3号及び県税条例附則第11条の2の12の規定により読み替えて適用される県税条例第50条第1項第3号の規定による税率（所得のうち年400万円以下の金額については100分の3.4、所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額については100分の5.1、所得のうち年800万円を超える金額については100分の6.7）を乗じて得た額に地方税法第20条の4の2第3項による端数処理を行った額を法人事業税所得割の更正決定額としたことが認められ、処分庁が行った法人事業税の更正決定に違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる。

ウ 地方法人特別税の更正決定について

平成27事業年度から令和元事業年度までの審査請求人の地方法人特別税の課税標準及び税額の算定について、処分庁は、本件各処分において決定した各事業年度の法人事業税所得割の税額に地方税法第20条の4の2第1項による端数処理を行った額を課税標準とし、これに旧暫定措置法第9条第2号の規定による税率（100分の43.2）を乗じて得た額に地方税法第20条の4の2第3項による端数処理を行った額を地方法人特別税の更正決定額としたことが認められ、処分庁が行った地方法人特別税の更正決定に違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる。

エ 重加算金額の徴収決定について

本件国税更正等において重加算税の対象となった所得、すなわち、法人税の課税標準とされた所得のうち、国税通則法第68条第1項に規定する事実の隠蔽が行われたものと判定されたものについて、処分庁は本件各処分において仮装隠蔽された所得と判定していることが認められ、また、本件国税裁決において、本件国税更正等における判断は維持されていることが認められることから、処分庁が行った重加算金額の徴収決定に違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる（なお、審査請求人は、本件各処分のうち「過少申告加算金額」につい

ては本件審査請求において取消しを求めている。しかしながら、審理員は審理員意見書において「過少申告加算金額」についても違法又は不当か否かの判断を示しており、その内容は、重加算金額の場合と同様、本件国税更正等の決定を根拠に「過少申告加算金額」の徴収決定を是認するものである。)

オ 前記のほか、一件記録を見分したところ、本件各処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

カ よって、処分庁が行った審査請求人の法人県民税法人税割、法人事業税所得割及び地方法人特別税の更正決定及び重加算金額の徴収決定について違法又は不当な点はなく、本件各処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	横	藤	田	誠
委員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。